

いじめ

しない
させない
みのがさない

誰もがいじめる側、
いじめられる側に
なる可能性があります！
あなたのお子さんを
見つめてみましょう。

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうる問題です。
いじめを早期に発見するためにこどもの小さなサインを見逃さず、
厳しく温かい心で見守りましょう。



「ネットいじめ」が急増しています!!

お子さんが携帯電話やインターネットをどのように利用しているか、誰とつながっているか知っていますか？

「ネットいじめ」とは？

- メッセージアプリ・ゲームアプリ等のSNS※1やメールを利用して、特定のこどもの悪口を書いたり、無視をしたり、仲間外れにしたり、見られたくない写真を投稿したりするいじめ。
- 掲示板やコメント欄等に特定のこどもの個人情報を書いたり、第三者になりすまして嫌がらせを書き込んだりするいじめ。

POINT 特に、グループ内の参加者しか見ることができないSNS等は大人の目に触れにくいため、「ネットいじめ」やトラブルが年々増加、深刻化しています。匿名性が高いSNSでのエスカレートした投稿や拡散が新たな人権侵害を生おことにつながります。

「ネットいじめ」の例は？

- (例1) メッセージに対してすぐに返事をしなかったため、グループからはざされ、悪口をSNS等で流された。
- (例2) 同級生から暴行される様子を動画で撮影され、限定したメンバーに送付された。その後、送付されたデータがさらに拡散され、不特定多数の人に広がり、回収が不可能になった。
- (例3) 友人が自分になりすまして「友達募集中」という書き込みとともに個人情報を勝手に記載された。



こどもに携帯電話やスマートフォンを持たせる場合

危険性をお子さんに伝え、理解させましょう。

- 他人の情報はもちろんのこと、自分の名前や住所、写真、通学している学校名等、個人が特定される情報を掲載することで、犯罪に巻き込まれることがあります。
- 特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は、「名誉毀損罪」（3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）や「侮辱罪」（1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）等の罪に問われる場合があります。

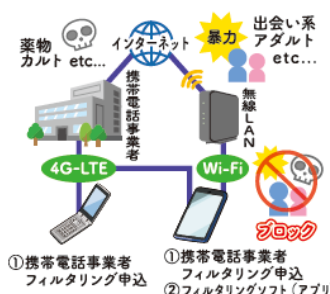


我が家のルールをつくりましょう。

- 使用時間帯や1日の使用時間、使用場所、料金等について、それぞれの家庭や子供の状況に合った使い方やルールを話し合い、納得のいくルールをつくりましょう。ルールは定期的に見直しましょう。

フィルタリング※2の設定を行いましょう。

- 携帯電話やスマートフォンの契約時にフィルタリングを設定し、安易にフィルタリングを外さないようにしましょう。
- スマートフォンは、家の外で無線LANに接続できるので、自宅や携帯電話回線に設定したフィルタリングが機能しないことがあります。別途、スマートフォン本体にフィルタリングソフト（アプリ）をインストールしましょう。



※1: SNS = 「ソーシャルネットワーキングサービス」とは？

友達や同じ趣味などをもった人同士がネット上で集う場を提供するサービスです。

※2: フィルタリングとは？

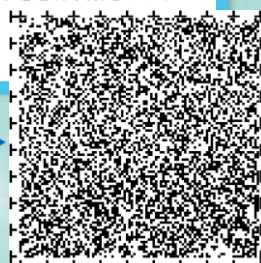
インターネットの有害サイトを画面に表示しないように制限する機能です。「青少年インターネット環境整備法」により18歳未満の子供が携帯電話やスマートフォンを使用する場合は、業者にフィルタリングの提供等が義務づけられています。

【音声コード】

専用の読み取り装置により、紙面内容の音声出力ができます。



福岡県教育委員会



いじめられているこどものサインをキャッチ

いじめられているこどもは、家族に心配をかけたくないという想いから、自分から打ち明けない場合も多く見られます。しかし、何らかのサインを出していることや、小さな変化が現れていることがあります。いじめを早期に発見し、適切に対応するために、下の項目をチェックしてみてください。

✓ 日常生活の変化

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがある。
- 登校時間になると、身体の不調を訴え、登校をしづらくなった。
- 寝つきが悪い、食欲が急に落ちた、笑顔が減った。
- 意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。
- 死や非現実的なことに関する本やインターネット等の情報に関心を持つようになった。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言葉を口にするようになった。
- 妙ににこにこしたり、気をつかいすぎたりすることが多くなった。

✓ 家族との関係の変化

- ささいな事で怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
- 家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達的话题を避けたりするようになった。

✓ 友人関係の変化

- 親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。
- 友達からの電話を嫌がったり、誘いを断ったりするようになった。
- 学校や友達に対する不平や不満を口にするようになった。
- 転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。

✓ 持ち物の変化

- 持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしている。
- カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上にこづかいを要求したりするようになった。

いじめる側からの発見も必要です

いじめをしていることは、いじめられていること以上に、外から分かりにくい場合が多いと思われます。いじめを知らないような行動をとることもあります。



- 買ってやっていないものを持っている。
- お金のつかい方が荒くなった。
(こづかい以上のお金をつかっている)
- 親の言うことを聞かなくなり、反抗的態度をとるようになった。
- 親が部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

POINT

項目の中には思春期のどのこどもにも表れるものもあります。大切なことは、こどもの小さな変化を見逃さないことです。



家庭において努めたいこと

こどもと過ごす時間をつくる

食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を利用したりして、学校の話や友達、将来について話す時間を作りましょう。



こどもの様子にアンテナを張る

こどもが今、何に関心を持っているのか、どんな勉強の仕方をしているのか、どんな本を読んでいるかなど気にかけてみましょう。様々なことについてこどもと話し合う機会を持ちましょう。

大人同士の関係をつくる

学校行事やPTA活動、地域の行事などに積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係を作りましょう。地域の大人たちで、地域のこどもを見守る環境を作りましょう。

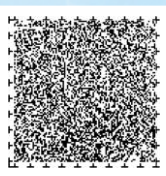
「SOSは出していること」を伝える

自分がつらい気持ちになった時は、1人で抱え込まず、信頼できる大人や友達にSOSを出していることを伝えてください。

また、苦しんでいる友達からのSOSには、「(き)づいて」「(よ)りそい」「(う)けとめて」「(し)んらいできる大人に」「(つ)なげる」ということを伝えてください(「きょうしつ」)。支えてくれるのは家庭や学校だけでなく、様々な相談機関があり、電話やメール、SNS等で相談を受け付けています。

【音声コード】

専用の読み取り装置により、紙面内容の音声出力ができます。



こどもの態度や様子がおかしいと感じたら…

じっくり聴いてください

お子さんが話し始めたら、まずは、自分の意見をはさまず最後まで聴いてください。



学校に相談してください

学校では、担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー等が対応しますので、御相談ください。



相談できる機関があります

学校に相談しにくい、相談した方が対応に困っている、他の意見も聞いてみたい、といったときには、右記の相談機関があります。



相談機関

匿名でも相談できます。
秘密は守られます。

- こどもホットライン24 (24時間対応)
☎ 0948-25-3434
- 福岡県いじめレスキューセンター (日～金曜日10時から18時)
☎ 092-645-2567
- 福岡市こども総合相談センター (年末年始を除く24時間対応)
☎ 092-833-3000
- 北九州市子ども相談ホットライン (24時間対応)
☎ 093-881-4152
- 少年サポートセンター
(祝日・年末年始を除く月～金曜日9:00～17:15対応)
・ ハートケア中央 ☎ 092-588-7830
・ ハートケア北九州 ☎ 093-881-7830
・ ハートケアくろめ ☎ 0942-30-7867
・ ハートケアふくおか ☎ 092-841-7830
・ ハートケアいづか ☎ 0948-21-3751

◆それぞれの相談窓口対象や特徴等の
詳細はコチラから

